

令和3年1月27日

特許庁庁舎9階庁議室（オンライン会議併用）

## 産業構造審議会知的財産分科会

### 第5回基本問題小委員会

#### 議 事 録

特 許 庁

## 目 次

I. 開	会	.....	1
I. 委員の出欠状況及び定足数等について	.....		1
I. 議	事	.....	2
1.	ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方 ～とりまとめ（案）～	.....	2
2.	意見募集結果について	.....	2
3.	特許庁経営デザインシートのご紹介	.....	8
4.	自由討議	.....	13
I.	特許庁長官挨拶	.....	24
I.	閉	会	..... 26

## 開 会

○小松企画調査課長 定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第5回基本問題小委員会を開会いたします。

本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。事務局を担当します企画調査課の小松です。よろしくお願いいたします。

本日の議事進行は長岡委員長にお願いしたいと思います。長岡委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○長岡委員長 ありがとうございます。

本日は本小委員会における報告書案について御審議いただきます。また特許庁経営デザインシートについても御紹介いただきます。

### 委員の出欠状況及び定足数等について

○長岡委員長 議事に移る前に事務局から委員の出欠状況及び定足数等について御説明をお願いします。

○小松企画調査課長 本日、鮫島委員、萩原委員、本田委員、山内委員はSkypeにて御参加いただいております。

本日は議決権を有する8名の委員全員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、小委員会は成立となります。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。座席表、議事次第、タブレットの使い方については、お手元に紙で配付させていただきました。委員名簿、資料1、2、3はお手元のタブレットで御覧ください。またSkype参加の委員の方々には事前に資料をお送りさせていただいております。タブレットの使い方についてお困りになった場合には、お席で手を挙げていただくなど合図していただければ、担当の者が対応いたします。

議事の公開について、前回同様、本小委員会では新型コロナウイルス対応サーバー負荷軽減等のため一般傍聴及びプレスへのリアルタイムでの公開は行っていないですが、会議後

に議事録を特許庁のホームページにおいて公開します。今回も委員の皆様方には、後日、内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

## 議 事

1. ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方  
～とりまとめ（案）～
2. 意見募集結果について

○長岡委員長 議事に入りたいと思います。事務局からの説明をお願いいたします。

○小松企画調査課長 まず資料1「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方～とりまとめ（案）～」を御覧いただきたいと思います。

1 ページめくっていただきますと、本小委員会第1回から第5回の開催経緯をまとめてあります。次のページには委員会の委員名簿をつけてあります。

その次のページは目次になります。前回の小委員会で骨子を御議論いただいたとおり、「はじめに」と「おわりに」の間に、第1から第4までのパートに分けて御議論いただいた項目をまとめてあります。

まず1ページ、「はじめに」です。ここには現状の認識を書いております。最初の段落ではリーマンショックと新型コロナウイルス対応の話、3つ目の段落には、商品のコモディティ化を受けて、特許のみならず意匠、商標が重要になっているという話、それ以降の段落に、特許と商標、意匠の審査の現状の話を書いています。

2ページに行ってくださいと、「一方」という段落で、「これらの産業財産権政策を支える財政基盤は安定的とは言えない状況にあり、安定的な財政基盤の構築が急務である」として、こうした問題意識を背景に、この委員会が設置されて議論を重ねてきたということをもとめています。

具体的な中身に入ります。3ページ、「第1 これからの審査制度及び特許庁業務を支えるシステムの在り方」を御覧いただきたいと思います。

まず、1. 特許審査制度の在り方になります。これ以降のパートでは、基本的に（1）で「現状と近年の課題」をまとめています。特許で言いますと、課題①：審査処理負担の増大。これは中国を始めとして世界の特許出願が大きく増加していることを背景としています。

次のページに行っていただきますと、課題②として、特許出願・審査に対する変化する多様なユーザーニーズへの対応が必要となっていること。課題③として、審査のためのリソースには制約があるということをまとめています。

(2)は「今後の新たな取組・改善」という見出しで、以降の項目においては、課題の後に、「上記課題に対しては以下の対応方針に沿った新たな取組・改善策を講じていくべきである。」という形で対応をまとめています。

特許についての対応は、「特許審査イノベーションの推進」という大項目のもとに、5ページにあるとおり、(ア)ユーザーへ提供する価値の見直し、(イ)審査プロセスにおける更なる効率化、それから(ウ)は審査処理負担の適正化という見出しにしていますけれども、ここにマルチマルチクレームの話まとめています。

次に2. 商標審査制度の在り方になります。商標の課題としては、①商標出願の定常的増加に対応しきれていない審査体制ということで、出願が増えてはいますが、それに審査体制が追いついていないということを課題としてまとめています。

7ページに課題②：商標制度の利活用の促進。2行目にあるとおり、「初めて商標出願する中小・ベンチャー企業からの出願が増加している」ので、こうしたプレイヤーへの対応が必要になっているということをまとめています。

課題③：企業によるグローバルなブランディング戦略の浸透。これは企業のグローバル展開に伴って海外における商標の保護の重要性が高まっているということに対応することが必要であるということをまとめています。

(2)今後の新たな取組・改善です。1番としては指定商品・指定役務に係る審査負担の少ない出願や拒絶理由の対象とならない出願の促進として、(ア)ではウェブ出願等の出願支援ツールの検討の話を書いています。8ページに行きますと、(イ)として、基準等に従った指定商標・指定役務による出願を促すための料金面でのインセンティブの話。(ウ)は新しい商品・役務名に関する情報提供強化の話になります。

対応②は商標の審査業務効率化策の検討・推進となりまして、(ア)ないし(エ)に書いてある4つの項目について検討し、順次実施していくということになります。

対応③は審査体制の充実になります。1つ目が民間調査者の活用、2つ目は任期付審査官の活用になります。

対応④は国際出願促進に向けた環境整備で、マドプロの話を中心にまとめています。商標の課題と対応については以上になります。

次に3. 意匠審査制度の在り方になります。意匠の課題は2つあります。1つ目が出願件数の伸び悩みとなります。12ページに移りまして、課題の2つ目は創作の着実な権利化。この2つを課題として認識し、13ページ、(2) 今後の新たな取組・改善になります。

1つ目が意匠制度については周知の強化を図っていくことを挙げています。対応②が審査の更なる迅速化、対応③は新規性喪失の例外適用申請等に係る手続の緩和、14ページに行って、対応④は意匠登録出願の出願先の海外シフトへの対応、対応⑤は分割出願要件の緩和になります。

次に、4. 特許庁業務を支えるシステムの在り方です。ここでは課題が2つあります。前回の委員会の御議論を受けて、1つ目の課題を「業務の更なる効率化」としました。対応は15ページのイ. にあるとおりで、審査実務等におけるAI等最先端技術の利活用になります。具体的には、(ア) 特許審査においては特許分類付与等、(イ) 商標審査の分野においては画像検索の活用、(ウ) 意匠審査の分野においては画像マッチング技術の利用ということになります。

システムの2つ目の課題がシステム経費の削減・合理化になります。対応は17ページにまとめてありますが、システム経費削減努力の継続・強化ということになります。

以上が第1のパートになります。

次に、17ページ一番下から第2のパート「より魅力的な産業財産権政策とイノベーション創出に向けた政策の在り方」になります。

2. 国際協力の在り方の課題は、海外で安定した知財保護が得られる環境整備ということになります。

対応ですけれども、20ページに行ってください、1つ目は途上国です。より広範囲の途上国に対する支援の強化になります。ASEANに対しては、より高度な支援を実施し、それ以外の途上国については、日本企業の進出が進んでいる、あるいは今後進出が進むと想定される国から優先的に支援を拡充していきます。

対応の2つ目は先進国との関係ですけれども、審査協力の円滑な推進として、三極・五庁を始めとするマルチやバイの枠組みを引き続き活用していきます。

対応③は対外発信の強化になります。

21ページでは、対応④としてWIPOとの更なる連携の深化も図っていくことをまとめてあります。

以上が国際のパートになります。

次は中小・ベンチャー企業、大学支援の在り方になります。課題の1つ目は、中小・ベンチャー企業、大学については、知的財産の重要性がまだ十分浸透していないということになります。

22ページに行きますと、課題の2つ目。大企業と中小・ベンチャー企業の連携の促進を図っていかねばならない。

課題の3つ目は大学の研究成果を活用するための知財マネジメントが不足しているということになります。

これらについての対応は4つあります。1つ目、23ページ真ん中ですがけれども、中小・ベンチャー企業支援施策の充実・強化。ここに4つの項目を書いています。1つ目は知財総合支援窓口の在り方について見直す。2つ目はベンチャーの知財コミュニティの形成を図っていく。3つ目は本年度から行っている地域・中小企業へのハンズオン支援を強化していく。4つ目はオンライン知財教育の話となっています。

対応の2つ目は、イノベーション促進環境の整備として、ここではガイドラインの作成や契約雛形の作成の話をまとめています。

24ページに行きますと、対応③：大学の研究成果を活用するための知財マネジメントの強化の話。

対応④でオープンイノベーションを促す新たな制度導入の検討という項目を立てております。具体的にはライセンスオブライトについて検討するという話をまとめています。

以上が第2のパートになります。

引き続き、「第3 新型コロナウイルス感染症等を受けた今後の検討事項」です。課題は2つあります。1つ目が2.(1) 課題①：デジタル社会への対応と行政手続の更なる利便性の向上が必要になるということ。2つ目は、課題②：柔軟な口頭審理体制の構築が必要であるということになります。

今後の取組は、対応①：特許庁に対する全ての申請手続についてデジタル化、押印廃止を進めていきます。26ページ、対応②：口頭審理のオンライン化を可能とする制度改正について検討していきます。

次に、3. 非常時対応の見直しです。ここの対応は、緊急災害時等に対してガイドライン等の整備をするということと、割増手数料については、その納付に救済制度を設けることを検討していくということになります。

以上が第3のパートです。

次に「第4 特許庁サービスの維持・向上のための歳出・歳入構造改革」です。ここでは、最初に1. 手続・支払等における手数料等の見直しとして、登録情報処理機関による電子化業務を挙げています。課題は電子化手数料の適正化、対応は電子化手数料の水準や手数料の対象とすべき手続の範囲の見直しになります。

(2) は特許印紙による予納制度ですけれども、課題は2つあります。1つ目が利用者・特許庁双方にとっての事務負担が大きいということ、2つ目が特許庁の手数料負担が大きいということになります。

対応は3つあります。対応①は特許印紙以外の支払手段について周知していく、対応②は特許印紙予納の廃止とそれにかわる代替手段の検討をしていく、対応③は更なる支払手段多様化についても検討し、早急に結論を得るとしてあります。

2番目が中小企業に対する減免制度の在り方です。この課題は2つです。1つ目が減免については特定の企業・個人の利用が集中しているということ、2つ目が制度趣旨にそぐわない全額免除適用事例への対応が必要であるということで、委員会で御議論いただいたとおり、対応は適用件数に上限を設定すること、全額免除の縮小または廃止を検討することになります。

30ページ、3. 歳出・歳入構造改革に向けてです。特許特会の現状と歳出削減の取組のところでは、課題は6年連続の赤字となります。

31ページ、今後の対応ですけれども、歳出削減の徹底。定常経費が2022年度以降早期に現行の料金体系下での歳入を下回るように歳出削減を徹底していくということになります。

一方で、(2) 歳入確保に向けた対応ですけれども、このような歳出削減策のみでは今後必要となる投資経費の確保までは困難であるということが課題になります。

この部分については、(ア)(イ)と2つの考え方、金額が具体的に示されていますけれども、これらについて本小委員会に特許庁から提出された資料では以下の考え方が示されたという形で記載をしております。

それに対して、32ページですが、「いずれも具体的な金額の妥当性については丁寧に検証する必要があるが、財政運営の安定化を図る上で、今後必要となる剰余金の規模については何らかの目安を持っておくことは必要である。」という形でまとめてあります。

続いて2つのポツがあって、剰余金の話、毎年150億程度が追加的に必要になるという話、これらについても特許庁から提出された資料でこの考え方が示されたとした上で、その続きですが、本小委員会にというところから始まる2つの段落を、この委員会における



結論としてまとめています。

2つ目の段落、「前述のとおり」の下から3行ですが、「上記の歳出削減によってもなお不足する部分については、法定上限も含めて必要最低限の料金体系の見直し等により歳入を確保していくことが必要と認められる。」という形にまとめています。

今後の対応ですが、33ページにあるとおり、料金体系の検討ということになります。「特許庁のサービスを維持・向上していくために、2008年以降料金を引き下げてきた経緯も踏まえつつ、今後の料金体系の在り方の検討を進める。」

次の段落に「具体的な料金体系の検討に当たっては」とあって、4つ項目を挙げていますけれども、これらのことについて留意しつつ検討を進めていくことが必要だという形でまとめています。

その次、(3)は特許特別会計の財政運営に係る情報公開等の在り方です。課題は現状の情報公開が十分ではないということになります。対応は34ページにあるとおりで、充実した情報公開、透明性の確保、定期的な検証体制の構築が必要になるという形でまとめています。

以上が本文になります。

最後、35ページに「おわりに」として4つ段落がありますけれども、それぞれ後半部分の文章だけ読み上げます。

第1段落では、「これからも、特許庁は、日本のイノベーションや企業等のビジネス展開を支えるため、世界最速・最高品質の審査を行い、企業・大学等の知的財産活動を支えていくことが求められている」。

次の段落の後半部分は「そして、今後も特許庁は、知財専門官庁としての知見を有効活用し、イノベーション政策面やブランド政策面で更に貢献していくことが求められている」。

第3段落は「このような時だからこそ、リモート化やデジタルトランスフォーメーションにより、これらの課題に迅速に対応し、生産性を向上させ、イノベーションを後押ししていく施策を講じるべきである」。

4つ目の段落は全部読み上げます。「そして、特許庁は今後、新たな時代にふさわしい制度・政策を適時適切に検討・実施し、その際に必要な投資を躊躇なく行えるよう安定的な財政基盤を確保し、透明性を伴った効率的な運営を行うことを通じて、ユーザーの信頼を高め、イノベーション創出やビジネス環境の整備のために努めていくことが重要であ

る」という形で報告をまとめております。

資料1については以上です。

引き続いて、資料2を簡単に御紹介します。資料2-1を御覧いただければと思います。特許庁ではホームページにて基本問題小委員会に関する意見募集を続けてきました。その結果を取りまとめております。後ろに資料2-2としてつけてあるとおり、49件の意見をいただいております。1番から連番が振ってあるとおりで、中項目で言うと、「審査一般（特許）」については7番まで、商標が8番から始まって15番まで、意匠が16から18まで、審判が19から22まで、それ以降は「出願などの手続に関する事」が23から始まり、「その他、産業財産権制度に関する事」が31からと、数多くの御意見をいただいております。これについて我々の考え方を示して特許庁のホームページに掲載していくという形にしたいと思っております。

資料2については以上になります。

私からの説明は以上でございます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

### 3. 特許庁経営デザインシートのご紹介

○長岡委員長 引き続き、特許庁経営デザインシートの御紹介をしていただきます。事務局から御紹介をお願いいたします。

○今村デザインPT長 私から特許庁版の経営デザインシートについて御紹介させていただきます。資料3を御覧ください。若干小さくて見にくくて、申しわけありません。

本小委から「特許庁でも経営デザインシートを作成されてはどうか」という御示唆をいただき、今回、特許庁内のボードメンバーで議論して作成いたしました。

結論から申しますと、やってみて、非常によかったなと感じております。自分たちのことを客観的に分析することができました。今後特許庁が何をしたらよいのかということが目に見える形で整理できたのではないかと考えております。改めて、素晴らしい御示唆をいただきまして、ありがとうございます。感謝申し上げます。

本日は時間の関係もございまして、要点のみを御紹介させていただきます。投映版資料には黄色でハイライトをつけております。

まず、この経営デザインシートですけれども、構成、概要を簡単に御説明します。資料

の左側に「これまで」ということで、組織の現状を洗い出すようになっております。右側は「これから」として、組織のあるべき姿、ありたい姿を書き出すようになっております。その上で必要なビジネスモデルがどのようなものか、そのために必要な資源は何かというのをバックキャストして考えるというつくりになってございます。

シートの下部分は、想定される外部環境の変化であったり、「これまで」から「これから」、左から右へ移行していくために課題を洗い出して、それに対応する解決策は何かというところを整理する。それによって組織が何を目指し、そのために何をやらなければいけないのかということを目に見える形にすることができる、こういったシートになります。今回、説明の都合上、左側、下側、右側という順番で説明をさせていただきます。

まず、「これまで」ということで左側の部分です。資源ということで、特許庁が持っている資源ですが、人的資源、情報インフラと、それを支える特許特別会計という3つの大きな項目にわけてございます。これによって、ここに書いてあるような審査・審判を初めとして、手続・業務プロセス管理、こういったビジネスモデルを提供させていただいております。

これによって皆様方に提供している価値ですが、例えば審査・審判でいきますと、世界最速・最高品質の特許審査を提供させていただいております。それから、最先端技術的的確な保護ということで、例えばAI関連発明に関する審査基準を改訂して国際的にも発信するといったことをやってまいりました。それから、手続・業務プロセス管理という点では、遅滞ない手続を提供させていただいております。

これが現状ということですが、これまでの外部環境が下の部分に書いてございます。プラスの要因、マイナスの要因と分けております。例えばプラスの要因でいきますと、日本企業の高い技術力であったり、GDP比でいきますと、非常に多い特許出願件数といったものがプラスの外部環境として挙げられます。一方、マイナスの外部環境としては、例えば少子化による日本市場の魅力低下、コロナ禍による経済活動の低下、イノベーションの社会実装の必要性ということで、技術力はあるけれども、これを社会実装していくところが苦手であるといったことが挙げられます。

全社の課題（弱み）という項目については、特許庁の弱みが何かということを書いてございます。例えば審査でいきますと、商標審査の長期化であったり、調査すべき外国文献等が急増してきているなどが挙げられます。負担が増えてきている一方、審査官の数とか事務系職員数の確保といったところが思うようにいかないところがある。これは公務員の

定員制限というところもございます。情報インフラでいきますと、複雑な情報システムを刷新していくといったところが挙げられます。

下の部分ですけれども、こういった状況で、これからの外部環境はどうなっていくのかというものです。これはプラスとマイナスという面で記しております。例えばプラスの面で行きますと、AI等の新たな技術進化はまだまだ進んでいくのではないかという状況やスタートアップなどに見られる新たなイノベーターといった人が出現してくる。これによってイノベーションがさらに促進するのではないかということがプラスの要因です。

マイナスの要因としては、ここに書いてありますような内容ですけれども、先ほども言いました審査処理負担の増大といったところですね。特に外国文献の増加であったり、論文や標準規格文書等も増えてくる。こういった中で審査の負担が上がってくるのではないかとこのところが挙げられます。

これに対して、移行のための課題を下に整理しております。これに対して必要な資源は何かということで、人的資源、情報インフラ、特許特別会計、先ほどと同じような軸で整理をさせていただいております。

特に人的資源ですけれども、高い技術的知見及び知財の知識、コミュニケーション力を有する人材、単に審査ができるとか、技術を知っているというだけの人材ではない人材が必要になってくるのではないかと。

それから、必要なITシステムを作っていくときに、ITシステムの内製ができる能力を持った人材を活用していく。さらに、ベンダーに対しても適切な指示ができるような人材、こういった人材が必要ではないか。これによって柔軟なITシステムを作っていくことが必要ではないかと考えております。

右のほうに行きまして、解決策ということで幾つか書いております。例えば人材、人的資源のところで行きますと、部門を超えた人材活用の拡大です。システム開発、審査、手続事務、この横断的な事項を知っているような人材の育成や活用が必要なのではないかとこのことです。

それから、特許庁のミッション、ビジョンを前回、御紹介しましたけれども、特許庁がこれから何をやっていくかといったところを溶け込ませたミッション、ビジョンをしっかりと掲げ、これを理解し、実現に向けて具体的な行動が取れる一人ひとりの意識改革が必要ではないかと考えます。

それから、手続・業務プロセス管理という点では、ユーザー目線から手続について不断

の見直しをやっていく必要がありますし、業務プロセス、庁内のプロセスとしても、不断の改善をして効率化に努めていくことが大事ではないかと思えます。

それから、情報インフラについては、先ほど触れましたように、ITシステムの効率化、柔軟なシステムの構築等をする必要がありますし、政策面では特に中小・ベンチャー、大学といった新たなイノベーターに対しての支援ということが必要かと思えます。ここでは2点挙げております。1つは個別の事情やニーズに応じたカスタマイズ化された支援、もう一つは、うまくいっている例であったり、共通できるところをモデル化して示していくことが必要ではないかと思えます。

それから、特許特別会計については、料金体系の見直し等も一つの解決策ではないかと思えます。

資料の上に上がりまして、「これから」ということで、特許庁はどんな価値を提供できるのかということです。一番右の枠です。

審査については世界最速・最高品質の審査ということかと思えます。世界最速・最高品質の審査を、もっと書き下すと「強靱な権利の迅速な付与、公平性を担保しつつもアイデアに寄り添う審査」といった点や「世界最先端の技術動向やビジネスの実態を踏まえた審査」ということかと思えます。審判については「適時性と信頼性を持った審判」ということで、審査と審判と両輪でということになるかと思えます。

それから、手続・業務プロセス管理については、「ユーザーの負担が軽減された手続」、こういうユーザー負担を下げていく手続を提供していかなければならないと考えてございます。

政策面では、ビジネスニーズに合致した知財政策であったり、新たなイノベーションの「タネ」の発掘であったり育成、また社会実装のための支援といったものを提供していきたいと考えてございます。

全体を整理してまとめますと、一番下に書いてあるように、徹底したユーザー目線から知財エコシステムを実現していくことが、特許庁がこれから提供できる、していくべき価値ではないかと考えてございます。

さて、先ほど申しましたように、この経営デザインシートの将来像からバックキャストして考えていくこととなりますので、資料は左に一つずつ移っていきます。こういう価値を提供するために、どんなビジネスモデルを持つべきなのかということが真ん中に書いてございます。

審査・審判においては、最新技術と、これまで培ってきた実務の知見を融合した効率的な審査・審判業務を行っていくというのが一つのビジネスモデルかと考えてございます。

それから、手続・業務プロセス管理については、ユーザー目線から見直された手続であったり、改善された業務プロセスといった新しい手続、プロセスを行なう必要があります。

それから、政策です。新規ユーザーの発掘・支援（創造や活用に、よりインセンティブを与える制度、仕組みの整備）ということで、このあたりは法改正であったり、運用改正を含めていくのではないかと考えてございます。

そのビジネスモデルを実現するために、どんな資源が必要かというのが左側の内部資源というところを書いてございます。人的資源については、専門知識と実務能力が高い職員がおるわけですけれども、特に審査実務以外にも豊富な専門知識を有する人材を育成し、活用していくことが必要かと思えます。

特に審査実務以外にもというのは、ITのシステムであったり、ユーザーの実態をよく理解した支援ができる者であったり、庁外のキーパーソンとのネットワーク、外部人材をうまくつないでいくような人材であったり、審査以外の能力を持った職員を有するというのが大事かなと思えます。

それから、体制としては、横断的な組織とか体制とか、より縦割りではない組織体制を作っていく。これは庁内だけではなくて省庁間の連携も重要になってくると考えてございます。

それから、情報インフラです。最新技術を取り入れたITシステムということで、これからの外部環境、AI技術がどんどん進化していく中で、こういったものをうまく取り込んだシステムを作っていくことが大事かなと思っております。

最後は特許特別会計です。さらに筋肉質な経営基盤を持つということで、歳出削減努力の継続・強化をやらせていただきますし、サービス価値に応じた料金体系を設けていくということかと思えます。

しかしながら、特許庁だけではできない、抱え切れないところもございますので、ユーザーの皆様とも対話しながら、ユーザーの皆様にも少し御協力いただくということでやっていくことが必要なのかなと考えております。

このシートの上側には、前回の委員会で御紹介しましたミッション、ビジョンを仮案として記載しておりますけれども、これについては現在、全職員で徹底的に議論を行っております。庁内の課室であったり、有志グループで自主的な勉強会を開いて議論する等、こ

れまで見られなかった全庁的に議論をするということで検討しております。

「1月末まで自由に意見を出して頂く」としてはありますが、今週になって、かなり意見が出てきております。ここに書いてあるのは仮ということで、その意見を集約して新たに最終版を作っていきたいと考えております。

いずれにしても、特許庁一人一人が自分事として考えられるようなミッション、ビジョン、バリューを作り、このデザインシートに示されるようなサービスとか価値とか、こういうものを特許庁一丸となって提供していきたいと考えております。

皆様の忌憚の御意見、御示唆、御指導を引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上になります。

○長岡委員長 大変ありがとうございました。

報告書と経営デザインシートの御紹介をいただきました。報告書は委員会での議論を踏まえて、その後、特許庁の中でも更に具体的に検討していただいて、施策等でかなり具体性を持った提案も盛り込んでいただいていると認識しております。

#### 4. 自由討議

○長岡委員長 これから、自由討議に移りたいと思います。庁議室にいらっしゃいます方は、従来のように御発言の際は挙手をいただくようお願いいたします。マスクをしますので、できるだけマイクに近付いて発言をいただけるとありがたいです。

それから、今日はSkypeで御参加いただいている委員もいらっしゃいますので、チャットに発言希望の旨を御記入いただくようお願いいたします。書き込みを見て指名をさせていただきます。御発言いただく際にはマイクとカメラをオンにさせていただくようお願い申し上げます。そうすると、こちらのほうでも顔が見えるという状況になります。

最初に「とりまとめ報告書（案）」についてコメント等をいただきたいと思います。今日は最後の委員会という予定にしておりますが、かなり議論はやってきておりますが、もう一度、この報告書について小さな点でもコメントをいただければありがたいと思います。

一応順番にやっていきたいと思ひます。第1節は「これからの審査制度及び特許庁業務を支えるシステムの在り方」となっております。それから、「はじめに」の前文がございます。この両方について、どなたからでも御意見とか御質問も含めてございましたら、よろしくお願ひいたします。

戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員 取りまとめ、どうもありがとうございました。

全体として、糟谷長官の改革の意思が非常に感じられる内容になっていると思います。短期間での精力的な取りまとめに産業界としては感謝申し上げたいと思います。

「はじめに」と「第1 これからの審査制度及び特許庁業務を支えるシステムの在り方」というところでコメントさせていただきます。

まず取り上げられている順序とといいますか、記載の仕方が、特許審査、その次に商標審査、意匠審査、そしてシステムという順序で課題と対応が述べられており、注力していくプライオリティが明確で、意気込みが伝わってくる内容だと思います。産業界としても特許庁の方向にアラインして各種の連携・協力を惜しみませんので、今後もお声がけいただけると幸いです。

システムのところもコメントしてよろしいでしょうか。

○長岡委員長 どうぞ。

○戸田委員 14ページから「特許庁業務を支えるシステムの在り方」という記載がございます。

経営デザインシートのところでも御紹介があったんですが、AI活用のツールの内製化など、いろいろな取り組みをされていると思います。優れたツールは特許庁以外の利用者にも一部開放していただけないかというお願いであります。

15ページから16ページに特許、商標、意匠の順序で記載されていると思いますので、御検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

○長岡委員長 今おっしゃった点は、検索サービス等を外部の方も使えるようにするという点か、それとも、ソフトウェアをアベイラブルにするということでしょうか。

○戸田委員 いずれもあり得ると思います。特許庁内部でお使いになっているものを外部公開して、我々も使わせていただくということは、知財のエコシステム形成にも役に立つのではないかと思います。そのような観点で発言させていただきました。

○長岡委員長 ありがとうございました。細かい点で申しわけありませんでした。

ほかにいかがでしょうか。

萩原委員から挙手がありますので、よろしくお願いいたします。

○萩原委員 ありがとうございます。今日はリモートで参加しております。



長岡先生から、この部分について意見はということで御指摘があったのですけれども、全体を通じて発言させていただいてよろしいでしょうか。

○長岡委員長 全体像ですね。よろしくをお願いします。

○萩原委員 これだけのボリュームのものを、こういう形でまとめていただいてありがとうございました。今日、特段付け加える意見等はございません。ただ、全体を通じて産業界の意見を真摯にとらえていただいて書き込んでいただいたことに感謝申し上げたいと思います。

一方で、コロナ禍の状態であるにもかかわらず、長官を初めとして特許庁幹部の方が多くの団体とか企業を回っていただいて、精力的にヒアリングを実施され、かつ意見集約されたことに敬意を表したいと思います。

内容については、事前の説明のときに随分申し上げまして、それを取り込んでいただいていますので、特段ございません。

あとは、この中に書かれている内容をいかに実施していただけるかということかと思えますので、その点、よろしくお願ひしたいということでございます。

以上です。

○長岡委員長 どうもありがとうございました。

山内委員、お願いいたします。

○山内委員 日商の山内でございます。よろしくをお願いします。

まず、うまくおまとめいただきまして、誠にありがとうございます。内容について大きな異論はございません。特に会議の議論の中で方向性が示された事項について、より具体化されて入っている項目も多くございまして、前向きに改革を進めていこうという特許庁の姿勢が感じられ、大変評価すべきものだと思っております。

中小企業支援の立場から中小・ベンチャー企業、大学支援の在り方について、今後の取り組みとして、「中小・ベンチャーの支援の充実・強化」を挙げていただきましたことは心強く、ありがたいと思っております。商工会議所として、毎年発表している知財の意見書で申し上げておりますけれども、中小企業の出願を増やしていくためには知財総合支援窓口での直接的な支援が重要だと感じております。歳出・歳入構造改革には、経費の削減と料金体系の見直しに加えて、イノベーションを促進して出願を増やしていくという視点が必要だと思っております。我々もここに注力したいと思っております。特許特会の厳しい現状は承知しておりますけれども、是非とも支援の充実・強化を図っていただければ

ありがたいと思います。

また、対応②として挙げていただいた、「イノベーション促進環境の整備」は私ども要望してきた内容でございまして、今年度、特許庁、中小企業庁を中心に取り組みを進めていただいたことに感謝をいたしております。今後、実効性を確保していく段階に入っていきますので、知財のガイドラインやひな形の普及促進を進めていただきたいと思いますし、私どもも協力していきたいと思っております。

以上でございます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

濱田委員、お願いします。

○濱田委員 このタイミングで新たな時代にふさわしい産業財産権政策の在り方について横断的に議論できたことは大変に有意義だったと思っております。皆さんおっしゃっているように、特許庁の新たな意欲を感じるところでございます。評価というと偉そうですけれども、大いに評価させていただきたいと思っております。

今回の「とりまとめ（案）」についても、今まで率直にいろいろと意見等を言わせていただいたところでございますし、基本的に賛同させていただきたいと思っております。特に今回、意匠制度の在り方について、積極的に課題の抽出と対応策を検討していただきまして感謝しております。特許庁が検討されている方向性を歓迎し、また賛同させていただきたいと思っております。

意匠制度について誤解があるのであれば、それを解いて使いやすい制度になるようにしていただきたいと思いますし、新規性喪失の例外適用の申請等も係る手続の緩和であるとか、分割出願要件の緩和についても賛同させていただきたいと思っております。ただ、ユーザーへの影響も大きいものでございますので、ユーザーや我々弁理士とも十分な意見交換を行った上で実施していただきたいというところでございます。

特許庁は、産業財産権の制度を支えるとともに、日本の産業界の発展のために様々な面でリードしていただかなくてはならない存在だと思っております。私ども弁理士も目指すところは同じでございます。こちらも様々な分野の専門家がおりますので、いろいろと協力を惜しまない所存でございます。

また、特別会計ということで、いろいろと大変だと思いますけれども、その使い方として透明性を担保しつつ有意義に使っていただければと思っておりますので、今後の特許庁の知財行政の在り方についての活動を期待しております。

以上でございます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

松山委員、お願いします。

○松山委員 私も全体的なお話になりますけれども、こうやってきれいに取りまとめの案を——まだ案ですよ——作っていただきまして、ありがとうございます。基本問題小委員会という委員会の名前にふさわしく、今まで根本的ないろいろな視点での問題を取り上げ、それらをきれいに整理していただいて、最終的にまとめていただいたなと思います。

皆さんもおっしゃったとおり、今後の対応については、よりしっかりと書いていただいている部分もあり、今後、しっかり対応していただける意気込みを感じました。

「内容全般に関して異存ありません」ということを言いに来たところではあるので、何かどうこうしてほしいというところもなく、経営デザインシートもお話に上がったら、早速こういう形できれいに作っていただき、大変分かりやすいなと思いました。

御説明は特になかったのですが、参考資料という形でも資料がついて……。これも公開する予定の資料ですか。参考資料が1から4までついております。参考資料1では、基本問題小委員会に限らず、各小委員会において検討されている法改正事項が整理されており、全体像が見えて分かりやすいなと思いました。参考資料2も、こういったものがほしいなという話をさせていただいていたものでして、いろいろな議論が基本問題小委員会の中で取り上げられて、そのうち、実際に何らかの対応をすることになった事項をきれいに整理していただいたかと思います。短期事項なのか、長期事項なのかという形でも整理していただいておりますし、法改正まで必要なのか、政令・省令の話なのか、特許庁において速やかに対応できる事項なのかという点を分かりやすくまとめていただいて、私は分かりやすくありがたいなと思っております。

全体的にきれいに短期間でまとめていただきまして、ありがとうございますというところで、内容としては異存がありませんということを発言させていただきます。

些末な資料の点で少し……。例えば1ページ目の脚注に参考資料1とありますが、この参考資料はさっき見た参考資料1～4の参考資料ではなく、巻末についている資料のことなんですよね。参考資料という呼名のものが巻末の資料と完全に別の資料と2種類あるので、巻末の資料は参考資料ではなく巻末資料と呼ぶなど、用語を分けたほうがいいのかなと、些末な点ですけども、ちょっと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

今回の委員会で非常に重要な分析とかデータを示していただいて、さっきご指摘のあった参考資料も有益で、できればもう少し資料を充実して、報告書として単独で完結して読めるようなものにしていただくといいんじゃないかなと感じたところです。 本田委員、よろしく願いいたします。

活用したらどうかと思っております。

○本田委員 ありがとうございます。

コロナをきっかけとした見直しの契機になったと思いますけれども、様々な視点かつ短い期間で見直しをおまとめいただきまして、ありがとうございます。

これまでの委員会でも多々発言させていただいておりますが、今回の検討をまとめられる部分を全体にまとめていただいているものの、今後も引き続きユーザー目線での改善もいただけますと、ありがたく存じます。

意匠に関しては、私がいろいろ申し上げていました新規性喪失例外の改正を含めた踏み込んだ見直しをいただいておりますが、引き続き、特許の点でも御検討を進めていただければと思います。今度とも、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○長岡委員長 どうもありがとうございます。

全体的なコメントと「はじめに」と第1節についてコメントいただきましたけど、順番に最後まで議論していきたいと思っております。

第2節が「より魅力的な産業財産権政策とイノベーション創出に向けた政策の在り方」、第3節が「新型コロナウイルス感染症等を受けた今後の検討事項」となっております。この第2節、第3節に関連して何か御発言とかコメントございますか。いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

鮫島委員、お願いいたします。

○鮫島委員 中小企業支援の22ページに課題②として、「大企業と中小・ベンチャー企業の連携の促進」と述べられております。ここで述べられているモデル契約というのは、今年度、私が座長になってやらせていただきましたけれども、これからいろいろな御評価、御批判みたいなものを大企業からいただくと思うんですが、私どものスタンスは、あくまでもこのくらいのラインで運用していただければ、ベンチャー企業としても抵抗なく大企業とお付き合いができるという目線で作ったものでございます。

言い換えると、オープンイノベーションというものがスピードを可及的に速めてイノベーションを進めようという政策だとすると、このぐらいのラインでやっていただくことによってスピードが速くなるということで、2021年の感覚からすると少し突出しているものになっているのかなという気はしていますけれども、あと2年、3年ぐらいすると至極妥当だと思われる程度になるといいなと思っています。

それから、ここでは余り触れられていませんけれども、モデル契約と双子のもう一つのセットとして、公正取引委員会からの報告書が出ています。この報告書は、事業会社からの非常に強い要求のようなものを優越的地位の濫用等、独占禁止法の俎上に乗せるというものであって、一見すると、スタートアップにとって有利な話なんだろうけれども、我々が目指したいのはスタートアップだけを利する政策ではなくて、大企業もスタートアップも企業価値の総和を最大化するということです。これがオープンイノベーション政策の本旨だということに鑑みると、あまりにも強く運用し過ぎてオープンイノベーションの萎縮につながるようなことがないように、政策としても留意していかなければいけないなと思っています。

以上でございます。

○長岡委員長 大変ありがとうございました。

関連する点も含めて、いかがでしょうか。

○鮫島委員 もう一点だけいいですか。

○長岡委員長 どうぞ。

○鮫島委員 今後の新たな取り組みのところで議論が出たライセンスオブライト制度を取り上げていただいたのは大変ありがたいと思っています。もう一つ、ここには記載されていないんですが、カーブアウトの問題、つまり、大企業が大企業技術のスピンオフでベンチャーをつくるというやつです。昨今、カーブアウトの問題が取り上げられ始めていて、今年度は、この小委員会ではこの点についてディープな議論をしているわけではないので、ちょっと載せにくかったのかなと推測しておりますが、来年度の政策項目に載せてもいいトピックだと思いますので、一言触れるかどうかについて、御検討いただければと思っています。

○長岡委員長 それは、例えば知的財産の移転とか、そういったことにつながりますか。

○鮫島委員 昔、死蔵特許という言葉がありました。大企業に生まれたような技術は社会実装されずになくなっていくというのがありました。ただ、それは大企業の市場の規模感

に合わないだけで、例えば中小企業に移転するとか、技術の発明者とか開発者が自分でベンチャーを起こすとか、それによって社会実装するということは十分に余地があるわけです。

そのときに幾つか法制度を整備しないと、大企業に特許は帰属していて、起業しても大企業がライセンスをしてくれなくて社会実装ができないという事例が散見されるものですから、こういったようなことについても、来年度以降、問題にしていかなければいけないだろうと思っています。

○長岡委員長 ありがとうございます。

本田委員、お願いいたします。

○本田委員 第2章で大学の支援を記載いただいて、ありがとうございます。2章では主に知財マネジメントの不足という視点で書かれておりますが、現実にマネジメントの不足が多くの大学で認識していることだと存じます。

それとは別の視点で、出願費用という視点では大学も十分な準備がないということもありますので、支援という意味では引き続き大学等の軽減ということも継続的にサポートいただいて、両面でサポートいただければと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

山内委員、お願いいたします。

○山内委員 先ほど第2節のほうを言ってしまうまして、大変失礼いたしました。

まず、オンライン化、デジタル化への対応について手続の効率化、利便性の向上について、これまでの会議で意見させていただきましたけれども、このとりまとめを見ておりますと、この機会に手続の見直しが一気に進むものということで期待しております。

ユーザー目線に立ち、デジタル化した手続がいかにユーザーにとって使いやすいか、対話をしつつ具体的な検討を進めていくということを書き込んでいただいており、大変感謝しております。

デジタル化の移行については、現実的なスピードで進められることが大事になってくると思いますので、具体的な方向性が見えた段階で、このスケジュール感を前もって示していただけると良いと思っております。

また、中小企業絡みですと、先ほど経営デザインシートの話もございましたが、コロナ

禍で、私どもも事業再構築支援をしております。こうした中では経営デザインシートの必要性も大変増していきだろろうと思いますが、色々なシートを経営者が作成するのは大変です。普及のためには何らかのインセンティブを打ち出していくことも必要だと考えております。経営者としては、金融面での支援に関心がございますので、ローカルベンチマークとの連携等も1つの案かと考えております。

以上でございます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

活発に御議論いただき、ありがとうございました。

最後の点ですが、第4節ですね。「特許庁サービスの維持・向上のための歳出・歳入構造改革」について、コメントとか御質問等ございましたら、よろしく願います。

戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員 30ページに課題ということで、6年連続の赤字という事実が述べられているので、このようなまとめ方で結構だと思います。一方、関係者は同じような混乱を繰り返してほしくない願っているはず。同じような混乱とは、料金を下げておいて一転して上げる、といったことを指しています。対応の仕方がポイントだと思われ。33ページの対応という囲みのところで料金体系の検討という箇所がございます。「2008年以降、料金を引き下げてきた経緯も踏まえつつ、… 財政運営状況や投資計画等の詳細を検討する中で常に見直し」、そして「運用の柔軟性と、財政運営の透明化を確保する必要がある」というところが大事な箇所だと思います。

33ページの対応という囲みのところで料金体系の検討という箇所がございます。「2008年以降、料金を引き下げてきた経緯も踏まえつつ、… 財政運営状況や投資計画等の詳細を検討する中で常に見直し」、そして「運用の柔軟性と、財政運営の透明化を確保する必要がある」というところが大事な箇所だと思います。

不断の見直しと透明性の確保がキーワードだと思います。こうした内容がここに盛り込まれているということは大変すばらしいことだと思います。政策と連動した財政運営がしっかりなされることを産業界としては期待しておりますので、実行のほどよろしく願います。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

萩原委員、お願いいたします。

○萩原委員 歳入確保のための料金の見直しになるのですが、私としてはいろいろ説明を聞きましたので、やむなしと考えているところでもありますけれども、資料2-2の一般意見の中に、料金の値上げについては反対という強い意見もあるわけです。

要するに、企業環境、事業を継続していく環境が悪くなったということで、会社としては知財予算を増やしていくことはもちろん維持も難しいということを理由に挙げて、慎重に検討してほしいという意見があります。料金の見直し、具体的な金額については、これから検討されると思いますけれども、実施の際には丁寧な説明をお願いしたいなということでもあります。

それから、これも前から言っていることですがけれども、透明性の確保のためにチェック委員会等々、実質的に機能する組織を構成していただきたいと思っているところであります。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

「おわりに」と経営デザインシートについてコメント等ございましたら、いかがでしょうか。

山内委員、お願いいたします。

○山内委員 入れ違ってしまったのですが、先ほどの「おわりに」の前で……。

○長岡委員長 結構です。

○山内委員 中小企業に対する減免制度について、減免制度の大枠を維持していただけるということで大変安堵しております。課題で指摘されているような利用は、私どもが制度導入を要望してきた意図とは全く異なる利用でありまして、制度趣旨にそぐわない利用についての制度改正が行われることに対しては理解いたしております。

その上で、こうした少数のもののために悪影響が出ないよう、「大多数の正当な制度利用者に影響がない制度にする必要がある」ということを記載いただきまして、ありがとうございます。ぜひこの方向性で御検討いただきまして、今後、詳細が決まってきた段階で内容をお知らせいただければと思います。

また、事業者団体としては、先ほど萩原委員からございましたように、料金見直しにはいろいろな意見がございますので、丁寧な説明も必要だと思います。そういった中での慎重な検討をよろしくお願いしたいと思います。

特許会計の情報公開の在り方に、充実した情報公開や透明性の確保という内容がございましたが、こういったところをしっかりと見える化して、ユーザーからの納得性を高めるような形にいただければよろしいかと思っております。

先のお話になりましたけれども、以上でございます。



○長岡委員長 ありがとうございます。

戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員 まず経営デザインシートに関して、私が提案をさせていただいたわけですが、真摯に受けとめていただいて大変感謝しております。今日の内容を聞いておりましても、全員参加型で考えて取り組まれていることがよく伝わってきました。

以下、別の観点から2、3コメントしたいと思います。

企業では無形資産の価値が増大してきております。産業財産権では特許のみならず、ブランドとかデザインといった価値が上昇してきていると言われております。産業財産権以外ではソフトウェアとかデータの価値が著しく上昇しております。このタイミングで商標審査とか意匠審査にも踏み込んで取りまとめをしていただいております、時宜にかなったものになっているのではないかと思います。

タイミングが非常に大事という意味では、コロナ禍の対策と、政府が「カーボンニュートラル2050」を宣言した時期にも重なっております、2020年の後半から2021年の前半にかけて、この基本問題小委員会が開催されたことは意義深いものだったと思います。

知財制度とか産業政策の議論も人々の行動変容とか地球環境など社会とのかかわりを強く意識せざるを得ないものになったのではないかと思います。コロナ禍の対応が取りまとめにも記載されており、ペーパーレスとかハンコレスなど、いわゆるデジタルトランスフォーメーションが盛り込まれております。

更に、環境対応も取りまとめに盛り込まれており、18ページにWIPO GREENの取り組みにも言及して頂き、これらも時宜にかなった内容になっているのではないかと思います。

ここ数年、知財の世界ではプロパテント化の是非をめぐって議論が行われてきたわけですが、基本問題小委員会では視座を高くして大局的な見地から知財制度の在り方などの議論ができたと思います。これも糟谷長官の強いリーダーシップのおかげだと思います。

しかしながら、この議論は緒についたばかりでありまして、産業界としてもしっかり議論を深掘りしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

事務局から何かございませんか。

○片岡総務課長 様々な観点から、最後に改めて御示唆をいただきました。基本問題小委は一旦ここで取りまとめとなりますが、いただいたものは一つ一つ丁寧にしっかり受けとめたいと思います。

一点、戸田委員からあった「優れたものの利用者開放」というところは、我々も取り組みたいと思うのですが、一方で、民業圧迫といったいろいろな議論もあります。検討しないと申し上げているわけではないのですが、そこはいただいた御示唆を踏まえて、様々な観点から進めていきたいと思います。

もう一つ、複数の委員から、「我々としては、この状況はやむなしという説明を受けて、特会の状況、それに伴う歳出削減を前提にするけれども、料金体系見直しが必要と理解した」との御発言がありました。「しかしながら、丁寧な説明を」ということであります。

今後も、利活用している方をはじめとし、さらに様々な方への丁寧な説明を引き続き行ってまいりたいと思います。

○長岡委員長 ありがとうございます。

御意見、御質問はここまでとさせていただきます。皆様方、誠にありがとうございました。非常に短時間でしたけれども、充実した議論ができたと思っております。

「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方——とりまとめ(案)——」については、本日各委員からいただいた御意見を踏まえて、場合によっては誤植等の訂正などもさせていただきます。必要に応じた修正をした上で報告書にさせていただきます。必要な修正については事務局と相談の上、委員長であります私に御一任いただきたいと思います。御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○長岡委員長 ありがとうございます。

#### 特許庁長官挨拶

○長岡委員長 今回の取りまとめで基本問題小委員会も一区切りでありますことから、糟谷長官より一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○糟谷特許庁長官 本日は、緊急事態宣言が出ている中にもかかわらず、この委員会に御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

この委員会では「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方」

という非常に大きなお題で10月から御議論をいただいております。委員の皆様方には、御多忙の中、この小委員会に御参加をいただき、広範な分野、しかも多くの論点について貴重な御意見を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。また長岡委員長には、非常に幅広い論点であったにもかかわらず、議事を円滑に進めていただきまして、心より感謝を申し上げます。

委員の皆様方からは、世界最速・最高品質の審査、国際協力、中小・ベンチャー企業への支援、大学への支援など、これまでの特許庁の取り組みに対して前向きな評価をいただいた一方で、持続可能な特許特会に向けた業務改革ですとか、審査の質を維持した上での更なる効率化ですとか、特許特会の充実した情報公開でありますとか、時には厳しい御指摘も含めて様々に御意見を頂戴いたしました。

これらいただいた御指摘、御意見を真摯に受けとめまして、コストを抑えながらも審査の質や速度を堅持してユーザーサービスを維持すべきという皆様方の御期待に応えるべく、特許庁一丸となって今後の歳入・歳出構造改革を含めて取り組んでまいりたいと考えております。

A I、I o T技術の進展ですとか、新型コロナウイルスの影響に因りまして、産業構造の変化が加速をする中で、イノベーション促進を支える産業財産権制度の役割はますます重要となっております。特許庁もその役割、責任をしっかりと果たしていかなければいけないと、改めて認識をしておる次第であります。

ユーザーの皆様寄り添ったサービス提供ができるよう、レジリエントな業務体制の構築・充実を速やかに進めるとともに、いただいた取りまとめの内容の速やかな具体化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、この国会に提出を予定しております法案の作業でありますとか、より透明性を確保しながら情報公開も充実させるような体制の検討でありますとか、そういうことを速やかに進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き委員の皆様方の御指導、御鞭撻を賜れば幸いです。

重ねまして、本日は誠にありがとうございました。

○長岡委員長 ありがとうございました。

これで本日本日予定されております議事は終わりましたけれども、事務局から何かございますか。

○小松企画調査課長 いつもお願いですが、前回同様、委員の皆様には本日の議

事録について短期間での御確認をお願いする予定になります。よろしくお願いたします。

○長岡委員長 以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第5回基本問題小委員会を閉会いたします。本日は長時間の御審議、ありがとうございました。

閉 会